

1 制度の概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）が創設されます。

2 基本方針

短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮やその他の下記の主務省令で定める事項について整理を行います。アセスメント結果を踏まえ、障害者本人や関係者（家族や学校、支援機関等）を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障害者本人の就労に関する意思決定支援を行います。

①主務省令で定める事項

- ・障害の種類および程度
- ・就労に関する意向
- ・就労に関する経験
- ・就労するために必要な配慮および支援
- ・就労するための適切な作業の環境
- ・その他適切な選択のために必要な事項

②定員 10人以上

③従業員の人員配置・要件

○就労選択支援員の人員配置 15：1以上

○就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求めない

○就労選択支援員の要件

- ・就労選択支援員養成研修を修了していること

※ 就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること

【令和9年度末までの経過措置】

下記の5つの研修のうち、いずれかの研修終了者は、就労選択支援員養成研修の受講が可能

- ・障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

④職員配置 管理者、就労選択支援員

⑤実施主体

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

⑥要件

就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めています。

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければなりません。

3 対象者

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。)

ただし、

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

※ 以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができます。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） ・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	令和 7 年 10 月から原則利用 希望に応じて利用	希望に応じて利用
	就労継続支援A型	令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

※令和 7 年度における就労継続支援 B 型の新規利用見込は 26 名です（令和 6 年度実績は、18 名）。

4 支給決定期間について

支給決定期間は原則 1 ヶ月になります。支給決定期間を延長することは原則想定していませんが、1 ヶ月の支給決定を行い、支援開始後に下記の事由に該当する場合に限り、一度のみ、再度 1 ヶ月の支給決定を行っても差し支えないとされています。

- ・自分自身に対し過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するにあたり、1 ヶ月以上の時間をかけた観察が必要な場合

なお、当初から例外事由に該当することが明らかな場合に限り 2 ヶ月間の支給決定を行うことも可能であるが、その場合は支給決定期間を延長することはできません。

また、就労選択支援を支給決定する際、原則、各月 1 日決定とし、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合、期間の調整等の影響から切れ目なく支給決定はいたしません。

5 事業の目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考
える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向
上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機
会を適切に提供することにあります。

- 作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題
となること等について、本人と協同して整理する。
- 本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どん
な方法で何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、本人の自己理解を促すことを支援
する。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるよ
うにする。
※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定
していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福
祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本
人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・
指導等を行う。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、
就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市区町村、ハローワーク等の就労支援機関との
連携、連絡調整を行う。